

犬、猫を捨てることは犯罪！

遺棄、虐待は
懲役1年以下 又は
罰金100万円以下

殺傷したら
懲役5年以下 又は
罰金500万円以下

目撃したら警察に通報しましょう。

広島県警察

広島県動物愛護センター